

答 申 第 8 9 号

平成17年3月29日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成15年5月30日付神み技計第58-2号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「 昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会会議録  
昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会資料第5号神戸国際港都建設計画須磨一団地の  
住宅施設の変更について  
昭和56年度事業認可変更 設計の概要を表示する平面図」  
についての公文書公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

(1) 「高倉地区環状線街路築造その他工事」のマイクロフィルムは、本件請求に該当する文書として速やかに申立人に公開されるべきである。

(2) 上記のほか、

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の施工される高倉台団地に係る次の書類及び図面

都市計画決定に係る都市計画審議会の議事録（関係資料及び図面を含む）

須磨ニュータウン誌（平成元年6月、神戸市開発局発行）に収録されている須磨ニュータウン土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等」

の請求について、実施機関が、以下の文書を特定し、公開の決定をしたことには、理由がある。

ア 「昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会会議録」

イ 「昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会資料 第5号神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設の変更について」

ウ 「昭和56年度 事業認可変更 設計の概要を表示する平面図」

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の施工される高倉台団地に係る次の書類及び図面

都市計画決定に係る都市計画審議会の議事録（関係資料及び図面を含む）

須磨ニュータウン誌（平成元年6月、神戸市開発局発行）に収録されている須磨ニュータウン土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等」

の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 市長（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対し、以下の文書を特定し、公開とする決定（以下「本件決定」という。）を行った。

ア 昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会会議録

イ 昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会資料 第5号神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設の変更について

ウ 昭和56年度 事業認可変更 設計の概要を表示する平面図

(3) これに対し、申立人は、以下の文書を本件請求の対象文書として特定し、公開することを求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の対象たる池について、この池ができあがるに至った各工事の実施計画書（工事の理由を記したものを含む）及び図面並びに完成

図面」

「都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとすることを証する書類」

### 3 申立人の主張

申立人の主張を平成15年3月17日付けの申立書、平成15年9月3日付の意見書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 次のような書類及び図面は、本来公文書の公開請求をした書類及び図面に該当するところ、公開の決定あるいは非公開の決定のいずれにも決定されず公開されないのので、その公開を求める。
- ア 高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の対象たる池について、この池ができあがるに至った各工事の実施計画書（工事の理由を記したものを含む）及び図面並びに完成図面
- イ 都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとすることを証する書類
- (2) 今回の公開の請求に対し、唯一「昭和56年度事業認可変更設計の概要を表示する平面図」が開示されたが、この昭和36年9月調製の地形図に表示された平面図は、道路等の位置、形状において、現実の姿と各所で異なり、昭和56年度の時点の事業の図面ではない。
- 当初計画に始まり、それ以後の都市計画変更及び図面の変更について、保存されず、公開もしないとすれば、公文書公開条例及び規則（文書規程）に違反するものと言わざるを得ない。
- (3) 市の担当者の説明のとおりこの団地の住宅建設事業が未だ完了していないのであるならば、事業年度の変更その他の手続きがとられ、これを証する資料があるはずであるので、あわせてその資料の公開を求める。
- (4) 「須磨ニュータウン誌」（平成元年6月発行）及び「山、海を行く - 須磨ベルトコンベアの記録」（昭和56年3月発行）には、おおよそ次のことが記述されている。
- ア この池は、宅地造成工事のために造られた砂防施設によってできたもので、仮設のため池ではない。
- イ この池の所在するところは、緑地として利用されるべき土地である。「須磨ニュータウン誌」に掲載されている「須磨ニュータウン土地利用図」では緑地とされていて、住宅地ではない。以下その理由を述べる。
- (ア) 都市計画総局で永久縦覧されている土地利用計画図があり、それによるとこのため池の部分は、宅地と表示されているということである。しかし、この図面の作成の根拠、年度、内容等が明らかにされていない。市のいう土地利用計画図は、あくまでも当初の、あるいは事業が完了するまでの計画としての土地利用計画図ではないのか。
- (イ) 市は、申立人の示した須磨ニュータウン誌の土地利用図は、当時の土地利用の現況を示したものだといっているが、当時とは何時のことをいうのか、全く理解できない。この図面こそ

現在の道路、土地の利用状況を正確に表しているものである。

こうした都市計画事業は、当然長期間の日時を要し、その間事業計画の変更を伴い、土地利用計画の変更もあり得る。申立人が求めているのは、昭和59年3月31日をもって事業が完了する一団地計画に係る最終の書類、図面等である。この事業完了後は、土地利用計画図は土地利用図となり、申立人の提示した図面がまさにこれにあたる。

この高倉台団地の都市計画事業は、既に昭和59年3月31日で終わり、この期限の延伸はなされていない。そうであるならば、仮に宅地の計画があったとしても、事業終了後30年も経過して立派な市街地となっているところに、道路を掘り起こして雨水幹線を新設したり、また宅地需要が激減し、地価が暴落してこの団地でも更地が放置されたままの中、長期間にわたり沿線住民にダンプ公害を与えつつ、何故宅地を造らなければならないのか。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成15年7月23日付けの公開理由説明書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

##### (1) 本件決定を行った理由

ア 本件請求のうち、「高倉台地区宅地整備工事の施工される高倉台団地についての都市計画決定に係る都市計画審議会の議事録」に対して、請求の趣旨に該当する文書は、「昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会会議録」及び「昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会資料(第5号神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設の変更について)」のみであるため、これを特定し、公開した。

イ 本件請求のうち、「須磨ニュータウン誌に収録されている須磨ニュータウン土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等」に対して、請求の趣旨に該当する文書は存在しない。

「神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設」の都市計画に係る図書は、都市計画総局において永久縦覧されており、この図書に添付されている土地利用計画図には、ため池部分は宅地として記載されている。

このため、申立人が請求した、ため池部分が緑地として記載された都市計画に係る文書等は存在していない。なお、須磨ニュータウン誌(平成元年6月、神戸市開発局発行)に収録されている須磨ニュータウン土地利用図は、当時の土地利用の現況を示したものである。

##### (2) 申立人が申立書により公開を求めている公文書について

ア 「高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象たる池について、この池ができあがるに至った各工事の実施計画書、図面、完成図面」について

(ア)本市の文書事務の処理については、公文書管理規程(昭和35年4月30日訓令甲第8号)によって規定されている。それによれば、第32条で各公文書の保存期間は行財政局長が別に定める公文書分類表によること、第40条で公文書の廃棄処分の手続きが定められている。

(イ)公開が請求された各工事の実施計画書、図面、完成図面について、前記公文書分類表でその保存期間を見れば、「開発計画書類」「工事施工関係書類」はともに10年で、公文書管理規程に基づき既に廃棄処分されている。

(ウ)このため、本件請求に対して、該当文書が見当たらないことから、不保有による非公開決定を行ったところである。

イ 「都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとするを証する書類」及び「事業年度の変更その他の手続きがとられ、これを証する資料」について

高倉台団地は、「神戸国際港都建設計画一団地の住宅建設事業須磨一団地の住宅施設」という事業名称で整備を行ってきた。事業期間は、昭和37年2月3日から昭和59年3月31日までとなっており、これ以降、事業期間の延伸は行っていない。したがって、申立人が請求している文書については、存在していない。

なお、高倉台団地は、都市計画で一団地の住宅施設という都市施設に位置づけられているので、事業の継続の有無に関わらず、都市計画の趣旨に沿って、必要に応じて整備を行うものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立てについて

ア 本件申立ては、申立人が、

「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の施工される高倉台団地に係る次の書類及び図面

都市計画決定に係る都市計画審議会の議事録（関係資料及び図面を含む）

須磨ニュータウン誌（平成元年6月、神戸市開発局発行）に収録されている須磨ニュータウン土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等」

の公開請求をしたのに対し、実施機関が以下の文書を特定し、公開とする決定をしたことにかかわるものである。

A 昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会会議録

B 昭和46年度第2回神戸市都市計画審議会資料 第5号神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設の変更について

C 昭和56年度 事業認可変更 設計の概要を表示する平面図

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように次のように主張している。

(ア) この池は、緑地として利用されるべき土地である。「須磨ニュータウン誌」掲載の「土地利用図」では緑地とされており、住宅地ではない。以下その理由を述べる。

都市計画総局で縦覧されている土地利用計画図では、このため池の部分は、宅地と表示されているということである。しかし、この図面の作成の根拠、年度、内容等が明らかにされていない。市のいう土地利用計画図は、あくまでも当初の、あるいは事業が完了するまでの計画としての土地利用計画図ではないのか。

市は、申立人の示した須磨ニュータウン誌の土地利用図は、当時の土地利用の現況を示したものと述べているが、当時とは何時のことをいうのか、全く理解できない。この図面こそ現在の道路、土地の利用状況を正確に表しているものである。

申立人が求めているのは、昭和59年3月31日をもって事業が完了する一団地計画に係る最終の書類、図面等である。申立人の提示した図面がまさにこれにあたる。

(イ)「高倉台地区宅地整備工事（仮設ため池の宅地整備工事）の対象たる池について、この池ができていくに至った各工事の実施計画書（工事の理由を記したものを含む）及び図面並びに完成図面」を本件請求の対象文書として特定し、公開することを求める。

(ウ)市の担当者の説明のとおりこの団地の住宅建設事業が未だ完了していないのであるならば、事業年度の変更その他の手続きがとられ、これを証する資料があるはずであるので、あわせてその資料の公開を求める。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

(ア)都市計画総局で縦覧されている高倉台団地（神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設）に係る土地利用計画図では、ため池部分は宅地として記載されている。このため、ため池部分が緑地として記載された都市計画に係る文書等は存在しない。

(イ)「公開が請求された高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象の池ができあがるに至った各工事の実施計画書(工事の理由を記したものを含む)図面、完成図面」は保存期間が10年であるから、公文書管理規程に基づき既に廃棄されている。

(ウ)高倉台団地の事業期間は、昭和37年2月3日から昭和59年3月31日までとなっており、これ以降、事業期間の延伸は行っていない。したがって、申立人が請求している文書については、存在していない。

エ 以上から、本件の争点は、次の3点である。

(ア)須磨ニュータウン誌の土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等の存否

(イ)「高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象の池ができあがるに至った各工事の実施計画書(工事の理由を記したものを含む)図面、完成図面」の存否

(ウ)「都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとするを証する書類」の存否  
以下、個別に検討する。

(2)須磨ニュータウン誌の土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等の存否について

ア 実施機関によれば、高倉台団地は、昭和46年10月26日、「神戸国際港都建設計画須磨一団地の住宅施設」の事業名称で都市計画決定された(以下「高倉台団地の団地整備事業」という。)。都市計画決定された内容は、兵庫県知事により告示され(昭和46年兵庫県告示第1501号)都市計画総局で縦覧されている(都市計画法第20条第1項、第2項)縦覧されている計画図の一つである土地利用計画図(以下「縦覧されている土地利用計画図」という。)には、高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)対象の高倉台7丁目の仮設ため池(以下「7丁目の仮設ため池」という。)は「宅地」として表示されている。

実施機関によれば、高倉台団地の団地整備事業は、昭和46年の都市計画決定以後、事業期間については延伸の手続きが4回行われたが、整備計画の内容については何ら変更されていない。

イ 審査会は、実施機関に対して、都市計画決定の変更手続きについて事情聴取を行った。

実施機関によれば、都市計画決定の変更は知事の権限に属し、神戸市から兵庫県に対して変更申請を行う必要がある。この兵庫県に対する都市計画決定の変更申請は、都市計画決定の主管局である都市計画総局(計画部計画課)が、事業担当部局からの依頼を受けて行っている。

実施機関によれば、兵庫県に対する都市計画決定の変更申請に係る決裁文書の保存期間は永年となっているとのことであるので、都市計画総局(計画部計画課)で保存されている高倉台団地の団地整備事業の都市計画決定の変更申請に係る決裁文書の件数、内容について更に事情聴取を行った。その結果は、事業期間の延伸に関する決裁が4件(1回目の延伸:昭和51年4月1日~昭和53年3月31日、2回目の延伸:昭和53年4月1日~昭和55年3月31日、3回目の延伸:昭和55年4月1日~昭和57年3月31日、4回目の延伸:昭和57年4月1日~昭和59年3月31日)存在し、その他には存在しないとのことであった。

ウ 次に審査会は、高倉台団地の団地整備事業が縦覧されている土地利用計画図のとおり進めら

れたのか否かについて、実施機関に対して事情聴取を行った。

実施機関によれば、高倉台団地の団地整備事業は、「一団地の住宅施設」(都市計画法第11条第1項第8号)として事業が進められた。この一団地の住宅施設(50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設)については、都市計画で、計画区域の面積、建築物の建ぺい率の限度、建築物の容積率の限度のほか、住宅の低層・中層・高層別の予定戸数、公共施設・公益的施設・住宅の配置方針を決定するものとされている(都市計画法第11条第2項、都市計画法施行令第6条第7号)。高倉台団地の団地整備事業では、面積(95.6ha)、建ぺい率(1/10~6/10)、容積率(2/10~20/10)、住宅戸数(低層1310戸、中層1350戸、高層390戸、計3050戸)、道路・公園・上下水道・学校・購買施設・医療施設・住宅・集会所の配置方針が決定され、事業が進められたが、上記の公園・住宅等の配置方針に変更を生じない範囲で、縦覧されている土地利用計画図とは異なる土地利用になっている箇所が7箇所あるということである。

審査会は、縦覧されている土地利用計画図とは異なる土地利用になった7箇所の整備に関してその経緯を記載した文書が保存されていないか、実施機関に対して事情聴取を行った。

実施機関によれば、公園・住宅等の配置方針に変更を生じていないため都市計画決定事項の変更該当しないことから都市計画決定の変更手続きは行っていない。また、公園・緑地の整備にあたっては、事前に管理者(建設局)と移管のための協議が行われるが、この協議内容を記載した文書の保存期間は5年であり(文書分類表の「処分計画等管理者協議関係書類」に該当)、現時点では保存期間が到来し廃棄されているということであった。

更に実施機関に対して、7丁目の仮設ため池に関する協議内容が記載された文書が保存されていないか事情聴取を行ったが、存在しないとのことであった。

エ 以上から、須磨ニュータウン誌の土地利用図に対応する都市計画に係る諸地図等(7丁目の仮設ため池の土地が緑地と表示されている図面等)に対応する文書の存在を伺わせる事実を確認することはできなかった。

(3)「高倉台地区宅地整備工事(仮設ため池の宅地整備工事)の対象の池ができあがるに至った各工事の実施計画書(工事の理由を記したものを含む)図面、完成図面」の存否について

ア 実施機関によれば、本件請求に対応する文書は、公文書管理規程(昭和35年4月30日訓令令第8号)に定める公文書分類表によれば、「工事・製造請負施行関係書類」(大分類:15みなと総局、中分類:15工務第2、小分類:01総括、細分類:02工事施行手続)に該当し、保存期間は10年とされている。7丁目の仮設ため池は昭和40年代後半に建設されており、現時点では既に保存期間が到来し、廃棄されているとのことであった。

イ 上記「工事・製造請負施行関係書類」のほか、永年保存とされている「特に重要な工事施行関係書類」あるいは「工事台帳」等他の文書に本件請求の趣旨に該当する情報が記載されていないか、実施機関に対し事情聴取を行った。

実施機関によれば、(1)従前、一部の工事について請負人に竣工図面のマイクロフィルムの提出を求めていたが、昭和55年頃からこれを一般化し、工事の特記仕様書において請負人は

工事竣工後、竣工図面、工事出来高数量表等とともに竣工図面のマイクロフィルムを神戸市に提出することとされ、当該マイクロフィルムの保存期間は、竣工図面、工事出来高数量表等と同様、10年であるが、保存期間が到来しても職務遂行上の必要により（例：道路等の補修の際には道路等の構造に関する情報が必要である）保存期間を延長して保存されていることから、7丁目の仮設ため池の建設工事は昭和40年代後半の工事ではあるが、本件請求時において、本件請求の趣旨に対応するマイクロフィルムを検索したが見当たらなかった、(2) その他「特に重要な工事施行関係書類」あるいは「工事台帳」等永年保存とされている他の文書に本件請求の趣旨に該当する情報は存在しないということであった。

ウ その後、7丁目の仮設ため池ができあがるに至った工事について、実施機関から「高倉地区環状線街路築造その他工事」という名称のマイクロフィルムが実施機関の保有する他の工事文書の保管場所に混入していたとの報告があった。

上記「高倉地区環状線街路築造その他工事」のマイクロフィルムは、本件請求に該当する文書として速やかに申立人に公開されるべきである。

なお、情報公開制度の適正かつ円滑な運用を確保するためには、公開請求の対象となる公文書が適切に管理される必要がある。今後、公文書の適正な管理に努められたい。

(4) 「都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとするを証する書類」の存否について

ア 都市計画事業の期間の延伸に関する手続については、上記(2)イで述べたとおり、合計4件の文書が存在する。4回目の延伸による事業期間は、昭和57年4月1日～昭和59年3月31日であり、これ以後の延伸手続に関する文書は存在しないところである。

イ 実施機関に対して「都市計画法による高倉台に係る須磨一団地の住宅建設事業が、この池の埋立てによる住宅の建設が終わるまでは完了しないとするを証する書類」が保存されているか否かについて事情聴取を行ったが、請求に対応する文書は作成しておらず、存在しないとのことであった。

なお、実施機関によれば、国土交通省が「都市計画に定められた都市施設については、基本的には都市計画事業により整備すべきものであるが、既に事業に必要な土地を取得しているため新たに土地を収用する必要のないもの等については、必ずしも都市計画事業として整備をおこなわなくてもよい」との見解を示しており（逐条問答 都市計画の運用 [建設省都市計画局都市計画課監修] 24頁、569頁）この考え方に基づいて、昭和59年3月31日以降、高倉台団地の団地整備事業の事業期間の延伸手続を行っていないということである。

(5) 結論

以上から、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成15年5月30日	-	* 諮問書を受理
平成15年6月24日	第155回審査会	* 審議
平成15年7月23日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年9月3日	-	* 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書を受理
平成15年9月16日	第160回審査会	* 審議
平成15年11月10日	第164回審査会	* 審議
平成15年12月25日	第166回審査会	* 審議
平成16年4月9日	第168回審査会	* 審議
平成16年6月8日	第169回審査会	* 審議
平成16年7月15日	第170回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成16年8月4日	第171回審査会	* 審議
平成16年8月19日	第172回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成16年9月10日	第173回審査会	* 審議
平成16年9月28日	第174回審査会	* 審議
平成17年1月11日	第175回審査会	* 審議
平成17年1月25日	第176回審査会	* 審議
平成17年2月17日	第177回審査会	* 審議